

社会福祉法人朝霞地区福祉会
職員処遇改善手当支給規程

令和6年6月10日

(目的)

第1条 この規程は、介護報酬における介護職員等処遇改善加算及び障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）を活用して、社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「福祉会」という。）が、職員の処遇改善を行うため実施する職員処遇改善手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤職員 職員給与規程が適用される職員
- (2) 再雇用職員 職員の再雇用に関する規程が適用される職員
- (3) 臨時職員等 臨時職員等取扱規程が適用される職員

(職員処遇改善手当の区分、対象施設及び対象職員)

第3条 職員処遇改善手当の区分、対象施設及び対象職員は、次のとおりとする。

		対象施設及び対象職員			
		みつばすみれ学園・障害児等計画相談支援 すずらん・本部事務局	朝光苑 (特養・短期)	朝光苑 (デイサービスセンター)	朝光苑 (居宅介護支援・地域包括支援)
区 分	A	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士 サービス管理責任者 生活支援員 看護師 介助員 理学療法士 作業療法士 臨床心理士 言語聴覚士	生活相談員 介護支援専門員 介護職員	生活相談員 介護職員兼生活相談員 介護職員	
		・経験年数が10年以上で、児童発達支援管理責任者又はサービス管理責任者に従事しているもの ・経験年数が10年以上で、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護師、准看護師資格を有するもの	経験年数が10年以上で、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格を有するもの	経験年数が10年以上で、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格を有するもの	
	B	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士 サービス管理責任者 生活支援員 看護師 介助員 理学療法士 作業療法士 臨床心理士 言語聴覚士	生活相談員 介護支援専門員 介護職員	生活相談員 介護職員兼生活相談員 介護職員	
		条件 Aの条件に該当しないもの	Aの条件に該当しないもの	Aの条件に該当しないもの	
	C		看護師 機能訓練指導員	看護師 機能訓練指導員	
	D	職種等 補助員 相談支援専門員 事務員 施設長	介護職員補助 管理栄養士・栄養士 事務員 施設長	運転手兼送迎補助	主任介護支援専門員 介護支援専門員 社会福祉士 保健師・看護師 事務員

2 第1項の職員が管理職手当を受給している場合は、条件に関わらず区分をDとする。

(経験年数)

第4条 前条における経験年数として算定する期間は、福社会及び他の第1種又は第2種社会福祉事業を行う施設、又は医療機関等の類似施設において、直接処遇又は相談業務等に勤務した期間とする。ただし、事業主が直接雇用する常勤の正規職員として従事した場合はその期間の100分の100、正規職員以外の常勤の職員として勤務した場合は100分の80、その他の場合は100分の50で換算する。

2 各会計年度の4月1日(以下「基準日」という。)において、前項で算定した期間の合計月数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を12で除した数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を経験年数とする。

(職員処遇改善手当額)

第5条 職員処遇改善手当額は、基準日における介護報酬及び障害福祉サービス等報酬における改定や加算の取得状況、及び職員の配置状況等により対象施設ごとに算出する。なお、加算の制度上、複数の対象施設について、合算申請が認められる場合は、同一施設として扱うことができるものとする。

2 職員処遇改善手当額は、関係法令及び基準に基づき、毎会計年度における加算収入の総額を、職員処遇改善手当(第3条第1項でAからCと区分された職員の直近昇給機会2年度分の定期昇給額及び法定福利費等の事業主負担の増加分を含む)の総額が上回るよう算出することとする。ただし、職員処遇改善手当の総額は、加算収入の総額の100分の105以内とする。

(職員処遇改善手当の支給)

第6条 常勤職員における支給日は、職員給与規程第6条第1項を準用する。

2 常勤職員が従事した日数が1月につき16日未満である場合は、支給額に、各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)を支給する。

(1) 8日以上16日未満 3分の2

(2) 1日以上8日未満 3分の1

(3) 0日 0(支給しない。)

3 再雇用職員における支給日は、職員の再雇用に関する規程第14条を準用する。

4 臨時職員等における支給日は、臨時職員等取扱規程第7条を準用する。

5 再雇用職員及び臨時職員等における支給額は、職員処遇改善手当額に1か月の実労働時間に年次有給休暇及び特別休暇(有給に限る)の取得時間を加えた時間(以下「時間数」という。)を乗じて得た額とする。

6 前項の時間数の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(加算の精算)

第7条 対象施設は、加算で得られた収入の総額を、職員処遇改善手当として支出した総額が下回った場合は、会計年度終了後2か月以内に精算し対象職員へ

追加で支給するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年6月10日から施行し、同年6月1日から適用する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 介護等処遇改善手当支給規程

(2) 介護等特定処遇改善手当支給規程

(3) 賃金改善手当支給規程

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月10日から施行し、同年6月1日から適用する。